

北朝鮮による韓国・延坪島への砲撃に対する内閣の危機管理体制に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十二月二日

森 まさこ

参議院議長 西岡武夫殿

北朝鮮による韓国・延坪島への砲撃に対する内閣の危機管理体制に関する質問主意書

北朝鮮による韓国・延坪島への砲撃に対する内閣の危機管理体制について、以下のとおり質問する。

平成二十二年十一月二十三日午後二時三十四分、北朝鮮は韓国・延坪島に向けて砲撃を開始し、百七十発の砲弾が発射され、うち七十発が同島に着弾して韓国人兵士二人、民間人二人が死亡する事態となつた。核開発問題によつて緊張が高まつていた北朝鮮を取り巻く情勢下では、我が国を含む周辺諸国に対しても更なる影響の拡大も予想される。この北朝鮮の韓国・延坪島への砲撃開始直後、我が国の安全を守るべき内閣の危機管理体制はどのように機能したのかについて質問する。

一 北朝鮮による韓国・延坪島への砲撃開始の情報はどのように伝えられ、内閣はこれに對してどのように対応したのか。

二 北朝鮮による韓国・延坪島への砲撃開始当初、内閣を構成する各閣僚はそれぞれどこにいて、どのように情報を受け取り、それによつてどのように行動して危機への対処にあつたのか、各閣僚について具体的に示されたい。

三 北朝鮮を取り巻く情勢にかんがみ、内閣の危機管理体制をさらに強固なものにする必要があると考える

が、政府の今後の方針を明らかにされたい。

四　米韓合同軍事演習の初日である平成二十二年十一月二十八日の〇時から二十四時まで、各政務三役はどこにいたのか、すべて明らかにされたい。

右質問する。